

保護者の皆様

渋谷区保育課長
渋谷区立保育園長
区立幼保一元化施設長

緊急事態宣言の解除に伴う区立保育園等の運営方針について

平素より渋谷区立保育園等の運営に関し、多大なるご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

また、緊急事態宣言の発令に伴う区立保育園及び区立幼保一元化施設の臨時休園に際しては、登園の自粛やご家庭での保育にご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、5月25日(月)をもって、緊急事態宣言が解除されることとなりましたが、5月中は臨時休園を継続することとし、今後の区立保育園等の運営について、下記のとおりのお取り扱いとなりますことをお知らせいたします。

記

1 特別保育の継続と全保育園等の開園

令和2年5月26日(火)から5月30日(土)までの期間については、現在の特別保育を継続いたします。
令和2年6月1日(月)より渋谷区立の全ての保育園及び区立幼保一元化施設を開園いたします。

2 登園の自粛のお願い

経済活動の再開に伴い、新型コロナウイルス感染者数が再び増加してくることも想定されます。
ご家庭での保育が可能なご世帯につきましては、6月末までは登園を自粛し、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。7月以降につきましては改めて通知いたします。
なお、登園を自粛していただいた期間についての保育料は日割りで減額いたします。
また、退園の日安となる3か月間の休園の期間には算入いたしません。

3 延長保育の休止

閉園後の園内の消毒等を徹底するため、延長保育は、概ね2～3週間程度の間、休止させていただきます。
したがって、お子様をお預かりできるのは、18時30分までとなります。
今後の感染の状況を見ながら、延長保育を再開するか、再度延長するかを検討いたします。
再開又は延長に際しては、改めてご案内いたします。
保育時間についても、できる限り短時間としていただきたく、改めて各保護者の方に確認をさせていただきます。ご了承ください。

4 給食及びおやつ

6月1日(月)より再開いたします。
ただし、延長保育が休止の期間の、延長補食は休止いたします。

5 登園にあたってのお願い

(1) 健康観察

お子様も保護者の方も、必ず登園前に体温の測定をお願いいたします。
体温を測定し忘れた場合は、園にて測定させていただきますのでご了承ください。
発熱がある場合(お子様の状況によって異なりますが、37.5℃を目安といたします。)や風邪の症状がみられる場合は、お預かりできません。
熱が下がってから24時間経過していない場合も、同様にお預かりできません。
同様の症状のある保護者の方についても、送迎はご遠慮ください。
なお、咳などの呼吸器症状が、感染によるものではない旨の医師の診断書や登園許可書がある場合は、登園可能です。
登園後に発熱や風邪症状などの体調不良となった場合は、速やかに保護者の方にご連絡いたします。
万が一のことを考え、速やかにお迎えをお願いいたします。
また、確実につながるご連絡先のご提示についてもご協力をお願いいたします。

(2) 送迎時のご注意

保護者の方は、送迎時に必ずマスクを着用し、入口での手指消毒をお願いいたします。

お子様については、保育室にて手洗いをするよう、保育士が誘導いたします。

園によっては、お子様のお預かりとお引渡しを、以前と異なる場所・方法で行う場合がありますので、予めご了承ください。

なお、コドモンでの登降園の登録については、画面からの接触感染を防止するため、当面の間、園側で行いますので、保護者の方の登録は不要です。

送迎時の保護者の方と保育士との相互の連絡については、感染症予防の観点からできる限り短時間で言うようにいたしますので、ご協力をお願いいたします。

また、お迎えの際の保護者の方同士のコミュニケーションについても同様に短時間をお願いいたします。

(3) 新型コロナウイルス感染症陽性となった場合又は濃厚接触者となった場合

お子様、保護者の方又は職員が該当の場合、速やかに関係各所と保護者の皆様にご連絡いたします。

お子様が陽性又は濃厚接触者となった場合は、登園の許可が出るまでの間はお預かりできません。保護者の方の場合は、送迎をおやめください。

職員の場合は、保健所の指示に従い出勤を控えます。

状況に応じて、保健所と相談しながら必要な日数の休園をする場合がありますので、予めご了承ください。

なお、保護者の方が感染した場合や濃厚接触者に特定されたりした場合は、速やかに園又は保育課にご連絡願います。

(4) 慣らし保育

今年度の新規入園のお子様は、4月に入ってすぐに臨時休園となったため、慣らし保育が終了していないお子様が多いかと思っております。

緊急事態宣言が解除されて、お仕事も本格的にお忙しくなっていらっしゃると思いますが、お子様を安全に保育園等でお預かりするために、慣らし保育の期間は必要となります。

短い時間からお預けいただくこととなりますので、園とご相談ください。

6 園の行事等について

感染症対策として、密になることを避けることを主眼に置き、例年とは異なる予定で実施させていただきます。

(1) 夏祭り

お子様も保護者の方も、毎年楽しみにされているかと思っておりますが、今年度は保護者の方や地域の方をお呼びするのはやめて、お子様と園職員のみで縁日ごっこの形で開催させていただきます。

(2) シャワーとプール遊び

発汗等による皮膚疾患の予防のため行うシャワーについては、感染対策や消毒を万全に行った上で実施いたします。

プール遊びですが、プールの水は消毒のための塩素を入れていますので、プールの水を介して感染が広がるということは基本的にはないと考えております。

しかし、現在のところ、国や都からプールの実施に関する通知や指導等が出ていない状況ですので、国や都の動向を見ながらどのように実施できるか検討いたします。

(3) お散歩

お散歩は、お子様たちも大好きな園外での活動です。

屋内と比べて屋外は感染のリスクは軽減しますが、公園等の遊具は接触感染のリスクが伴います。基本的に遊具は使わず、また、人が大勢いるところには行かないなど感染対策をきちんと行った上で、これまで同様に安全に実施いたします。

(4) その他

保護者会や個人面談等は、感染対策を万全にし、安全に実施するよう努めます。

運動会、園外保育などお子様や保護者の方も楽しみにしていらっしゃる行事につきましては、今後実施方法を検討し、早め早めのお知らせをさせていただきます。

お問い合わせ先

渋谷区保育課施設運営係

電話：03-3463-2573